

改正

平成19年4月1日

平成23年8月31日23世総第272号

平成26年11月20日26世総第348号

平成30年3月15日29世総第795号

令和4年5月30日4世総第170号

世田谷区公益通報者保護法施行要綱

目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 職員等による公益通報（第10条－第18条）

第3章 外部の労働者等による公益通報（第19条－第22条）

第4章 公益通報に該当しない通報（第23条）

第5章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に関し、事務処理その他必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）主任監察員等 世田谷区服務監察規程（平成12年3月世田谷区訓令甲第15号。以下「監察規程」という。）第5条第2項に規定する主任監察員、監察員及び副監察員をいう。
- （2）公益通報 法第2条第1項に規定する公益通報をいう。
- （3）職員等 次に掲げる者をいう。

ア 区の職員

イ 区の事業に従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）

ウ 区と請負契約その他の契約を締結している事業者が当該契約に基づき行う事業に従事する

労働者

エ 公益通報の日前1年以内にアからウまでに掲げる者であった者

オ 区と請負契約その他の契約を締結している事業者が当該契約に基づき行う事業に従事する
役員

(4) 職員等による公益通報 法第3条第1号及び第6条第1号に規定する公益通報をいう。

(5) 外部の労働者等による公益通報 法第3条第2号及び第6条第2号に規定する公益通報を
いう。

(6) 公益通報相談員 法第2条第1項の規定に基づき職員等による公益通報の通報先として定
めた者をいう。

(7) 公益通報者 法第2条第2項に規定する公益通報者をいう。

(不利益取扱いの禁止、他人の正当な利益等の尊重)

第3条 任命権者は、公益通報をしたことを理由として一般職の職員に対して免職その他の不利益
な取扱いがされることのないよう、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定を適用しなけれ
ばならない。

2 公益通報者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければなら
ない。

(秘密の保持)

第4条 公益通報又は公益通報に関する相談に係る事務処理に従事した者は、当該事務処理に従事
したことにより知り得た個人情報その他の秘密を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的
に利用してはならない。

(情報を共有する者の範囲)

第5条 公益通報又は公益通報に関する相談に係る事務処理に従事した者は、公益通報者又は公益
通報に関する相談をした者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有してはならない。

(公益通報者等の探索の禁止)

第6条 職員は、公益通報者又は公益通報に関する相談をした者の探索をしてはならない。

(従事制限)

第7条 職員は、自らが関与する事案に係る公益通報に係る事務処理に従事してはならない。

(公益通報の不開示)

第8条 公益通報者の住所、氏名その他の特定の個人を識別することができる事項及び公益通報の
内容は、これを開示しないものとする。

(公益通報の方法)

第9条 職員等による公益通報は、口頭（電話による場合を含む。以下同じ。）又は書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）で行うことができるものとする。

2 外部の労働者等による公益通報は、口頭又は書面で受け付けることができるものとする。ただし、法第3条第2号に規定する書面による公益通報については、この限りでない。

第2章 職員等による公益通報

(公益通報対応業務の従事者)

第10条 法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者は、主任監察員等及び公益通報相談員とする。

2 主任監察員等は、公益通報対応業務に関して、区長その他幹部職員に関係する事案であるときは、これらの者から独立性を確保する措置をとらなければならない。

(職員等による公益通報に係る通報先等)

第11条 職員等による公益通報は、主任監察員等又は公益通報相談員がこれを受け付けるものとする。

2 主任監察員等又は公益通報相談員は、職員等による公益通報に関する相談に応じなければならない。

3 公益通報相談員は、職員等による公益通報を受け付けたときは、当該職員等による公益通報の内容を主任監察員に報告しなければならない。この場合において、当該職員等による公益通報をした職員等が希望する場合を除き、当該職員等を特定することができる事項は報告することを要しないものとする。

(通報対象事実に関する調査)

第12条 主任監察員等は、職員等による公益通報を受け付けたときは、当該公益通報が不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的であることが明らかである場合を除き、当該公益通報に係る通報対象事実の有無について必要な調査を行わなければならない。

2 主任監察員等は、職員等による公益通報（書面によるものに限る。）を受け付けたときは、当該公益通報を受け付けた日から起算して20日以内に前項の調査を行うこと、又は行わないことを決定し、前項の調査を行うことを決定したときはその旨を、前項の調査を行わないことを決定したときはその旨及び理由を公益通報者に通知するよう努めなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、公益通報相談員は、職員等による公益通報を受け付けた場合にお

いて、必要と認めるときは、当該公益通報に係る通報対象事実の有無について調査を行うものとする。この場合において、主任監察員等は、公益通報相談員の求めに応じ調査を補助するものとする。

- 4 公益通報相談員は、前項の調査を行うときは、その旨を主任監察員等に報告しなければならない。
- 5 第2項の規定にかかわらず、公益通報相談員が第3項の調査を行うときは、主任監察員等は、その旨を公益通報相談員を介して通知するよう努めなければならない。
- 6 職員は、第1項又は第3項の調査に協力しなければならない。
- 7 第1項の調査又は第14条第1項の報告の標準処理期間は、公益通報を受け付けた日から起算して90日以内とする。
- 8 主任監察員等又は公益通報相談員は、前項に規定する標準処理期間を超えて調査を行う必要がある場合は、その旨を公益通報者に通知するよう努めなければならない。

(調査内容の通告)

第13条 主任監察員等は、前条第1項の調査を行った結果、通報対象事実があると認めるに至ったときは、調査の内容を当該通報対象事実に係る職員を指揮監督する職員（以下「指揮監督者」という。）に通告しなければならない。指揮監督者がいないとき又は明らかでないときは区長に通告しなければならない。

- 2 前条第1項の通報対象事実が区に係るものであるときは、前項前段に規定する通告はこれを区長にしなければならない。
- 3 前条第1項の通報対象事実が区長に係るものであるときは、第1項前段に規定する通告はこれを世田谷区長の職務代理順序に関する規則（平成11年6月世田谷区規則第80号）に基づき区長の職務を代理する第1順位の副区長にしなければならない。

(調査内容の報告)

第14条 公益通報相談員は、第12条第3項の調査を完了したときは、その内容を通報対象事実の有無及び是正の必要性に係る意見を付して、主任監察員等に報告しなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による報告を受けた場合において主任監察員等が通報対象事実があると認めるに至ったときに準用する。

(通報対象事実に関する措置)

第15条 指揮監督者、区長又は第13条第3項の副区長（以下「指揮監督者等」という。）は、当該公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置をとらなければならない

い。

- 2 指揮監督者が属する部の長は、監察規程第9条第1項に規定する報告をするとともに、前項の措置に関する報告を区長にしなければならない。
- 3 指揮監督者が属する部の長は、前項の報告をしたときは、当該報告をした旨及び当該報告の内容を主任監察員等に連絡しなければならない。
- 4 指揮監督者が副区長であるときは、第2項の報告及び前項の連絡はこれを当該副区長がしなければならない。
- 5 区長は、第2項の報告（前項の規定により副区長がする場合の報告を含む。）を受けたときは、必要に応じ、第1項の措置をとるに至る経緯の概要について、速やかに公表しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、通報者が公表しないよう求めるとき、又は公表により特定の個人が識別される可能性が大きいとき等関係者の人権に十分配慮する必要があるときは、公表しない。
- 7 公益通報相談員は、第14条第1項に規定する報告に関して、指揮監督者等が、第1項に規定する措置をとらないときは、通報対象事実及び是正の必要性に係る意見を自ら公表する等相応の措置をとることができる。

（通報対象事実に関する服務監察）

第16条 区長は、前条第2項又は第4項の報告を受けたときは、必要に応じて主任監察員等に監察規程第5条第1項に基づく服務監察の実施を命じるものとする。

（処理経過の記録）

第17条 主任監察員等は、通報案件管理台帳を備え、職員等による公益通報に係る処理の経過を記録しなければならない。

（是正措置等の通知）

第18条 主任監察員等は、職員等による公益通報を書面により受け付けた場合において、指揮監督者等が第15条第1項に規定する措置をとった場合はその旨を、当該公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該公益通報を行った者に対し、速やかに通知しなければならない。

- 2 公益通報相談員が職員等による公益通報を受け付けた場合においては、前項の通知は、主任監察員等が公益通報相談員を介して行うものとする。

第3章 外部の労働者等による公益通報

（外部の労働者等による公益通報に係る通報先等）

第19条 外部の労働者等による公益通報は、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）がこれを受け付けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総務課長以外の課長は、配置された課に外部の労働者等による公益通報が到達したときは、これを受け付けなければならない。

3 前項の課長は、当該公益通報を受け付けた旨を総務課長に連絡しなければならない。ただし、総務課長が特に認めたときは、この限りでない。

4 総務課長は、通報案件管理台帳を備え、外部の労働者等による公益通報に係る処理の経過を記録しなければならない。

5 総務課長は、外部の労働者等による公益通報に関する相談に応じなければならない。

（公益通報に関する通告）

第20条 総務課長は、外部の労働者等による公益通報を受け付けたときは、当該公益通報に係る通報対象事実に関し処分又は勧告等に係る事務を分掌する課の長に当該公益通報の内容を通告しなければならない。

2 前条第2項の課長は、受け付けた外部の労働者等による公益通報に係る通報対象事実に関し処分又は勧告等に係る事務を分掌する課の長でないときは、当該事務を分掌する課の長に当該公益通報の内容を通告しなければならない。

3 前条第3項の規定は前項に規定する通告について、同条第5項の規定は第1項の課の長について準用する。

（通報対象事実に関する調査及び措置等）

第21条 外部の労働者等による公益通報に係る通報対象事実に関し処分若しくは勧告等に係る事務を分掌する課の長又は当該課が属する部の長は、法第13条第1項の規定に基づき必要な調査を行い、適切な措置をとらなければならない。

2 前項の課の長又は部の長は、適切な措置をとったときはその旨を、当該公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない。

3 第19条第3項の規定は、前項に規定する通知について準用する。

（教示）

第22条 法第14条に規定する教示は、総務課長が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第19条第2項の課長は法第14条に規定する教示を行うものとする。

第4章 公益通報に該当しない通報

(公益通報に該当しない通報の処理)

第23条 主任監察員等又は第19条第2項の課長は、公益通報に該当しない通報を受け付けた場合においても必要と認めるときは、当該通報に係る事実について、公益通報に係る通報対象事実に準じ中止その他是正のための措置又は法令に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

2 公益通報相談員は、公益通報に該当しない通報を受け付けた場合においても必要と認めるときは、当該通報に係る事実の有無について調査を行うものとする。

3 第14条及び第1項の規定は、前項の場合に準用する。

第5章 雑則

(運用状況の公表)

第24条 区長は、毎年度公益通報の通報件数等の運用状況について、公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月31日23世総第272号)

この要綱は、平成23年9月7日から施行する。

附 則 (平成26年11月20日26世総第348号)

- 1 この要綱は、平成26年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による第15条第5項の規定は、施行日以後の期間に受け付けたものについて適用する。
- 3 この要綱による第24条の規定は、平成25年度以降の運用状況について適用する。

附 則 (平成30年3月15日29世総第795号)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による第12条第7項及び第8項並びに第15条第7項の規定は、施行日以後に受け付けた公益通報について適用する。

附 則 (令和4年5月30日4世総第170号)

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。